資料３

第３期多賀城市子ども・子育て支援事業計画策定について

第３期多賀城市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

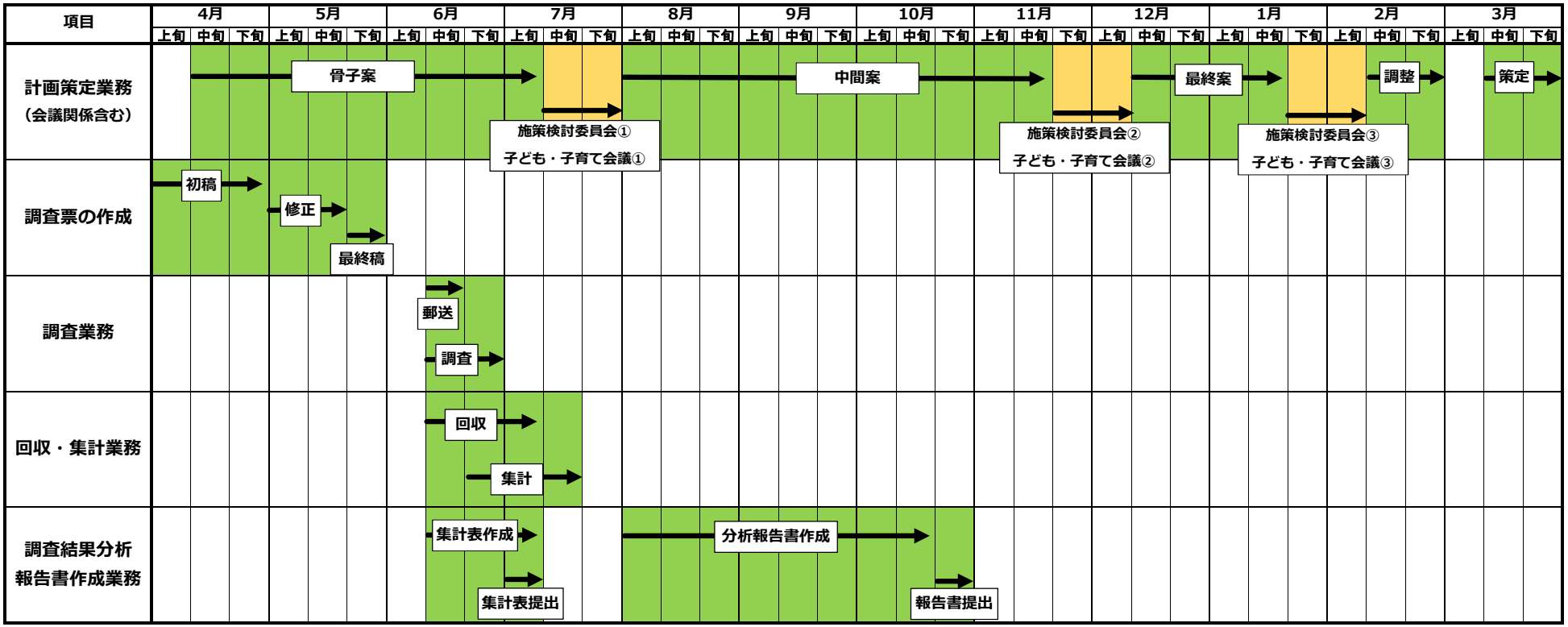

第３期子ども・子育て支援事業計画の変更点

～計画の概要～

●「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、以下の３点について定めることが必要とされています。

（１）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられており、まちの現状に応じて、それぞれの事業（サービス）の提供区域を設定するものです。

（２）教育・保育の量の見込みと提供体制

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望等を踏まえ、次期計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定し、あわせて「量の見込み」に対する「確保方策」を示すものです。

（３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制について

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえたうえで、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定し、あわせて「量の見込み」に対する「確保方策」を示すものです。⇒次期計画から追加（新規）の事業あり

～第３期計画からの主な変更点～

●現段階で、次期計画では今までの地域子ども・子育て支援事業（13 事業）に追加して、新たに６つの事業に取り組んでいくとされています。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

既存事業（13 事業）

①時間外保育事業（延長保育事業）
②放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）
③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
④一時預かり事業及び預かり保育事業
⑤子育て短期支援事業
⑥病児･病後児保育事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧利用者支援事業
⑨乳児家庭全戸訪問事業
⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
⑪妊婦健康診査
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

＋

新規事業

⑭産後ケア事業
⑮子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
⑯児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）
⑰親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
⑱こども誰でも通園制度
⑲妊婦等包括相談支援事業

■子ども・子育て支援事業計画で取り組む地域子ども・子育て支援事業（一覧）

		事業名	根拠法	事業概要
1	既存	延長保育事業	子ども・子育て支援法	保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業
2	既存	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	児童福祉法	就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業
3	既存	子育て短期支援事業	児童福祉法	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業
4	既存	地域子育て支援拠点事業	児童福祉法	子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業（つどいの広場等）
5	既存	一時預かり事業	児童福祉法	現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと）に相当する事業
6	既存	病児保育事業	児童福祉法	児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業
7	既存	子育て援助活動支援事業	児童福祉法	乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業（通称：ファミリー・サポート・センター）
8	既存	利用者支援事業	子ども・子育て支援法	児童及びその保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業
9	既存	妊婦健康診査	母子保健法	妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業
10	既存	乳幼児家庭全戸訪問事業	母子保健法	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業
11	既存	養育支援訪問事業	児童福祉法	支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業
12	既存	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業
13	既存	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子ども・子育て支援法	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業

		事業名	根拠法	事業概要
14	新規	産後ケア事業	母子保健法	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業 ※令和3年度より努力義務、今年度末までの全市町村展開をめざす
15	新規	子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業 例)調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
16	新規	児童育成支援拠点事業(子どもの居場所支援)	児童福祉法	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業 例)居場所・食事の提供、生活リズム調整、学習支援、関係機関との調整等
17	新規	親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 例)講義・グループワーク・ロールプレイ・ペアレントトレーニング等
18	新規	こども誰でも通園制度	子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法	認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業
19	新規	妊婦等包括相談支援事業(※仮称)	児童福祉法	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業